

事業者のみなさんへ

ごみ分別辞典つき

# 事業所ごみの 適正処理ガイドブック



家庭ごみとは  
分け方、出し方  
が違うんだ！



# 「ゼロカーボンシティかごしま」に挑戦

## － 2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロに－

鹿児島市は、国際社会の一員として、脱炭素社会の実現を目指し、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に、

市民や事業者等と一体になって取  
多様な関係性で結ばれるすべて  
えを踏まえ、長期的な視点で未来  
して積極的に取り組んでいく必  
事業所ごみについては、廃棄物  
ともに、許可業者に委託するなど、  
処理する必要があります。



り組むことを決意しております。

の人々が協力し合う SDGs の考  
を創造し、持続可能なまちを目指  
要があります。

の排出抑制や資源化に取り組むと  
排出事業者の責任において適正に

このガイドブックを参考にさせていただき、事業所ごみの適正処理をお願いします。

## 目次

事業者の責務	.....	P1
廃棄物の区分 廃棄物処理業許可業者の区分	.....	P1
廃棄物の流れ	.....	P2
適正な廃棄物の分別	.....	P3
一般廃棄物の処理方法	.....	P4
産業廃棄物の処理方法	.....	P5
産業廃棄物の基準	.....	P6
1. 保管基準		
2. 排出事業者自ら運搬する場合の処理基準		
3. 委託基準		
4. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度	..	P7～8
廃棄物に関する報告・届出	.....	P8
取扱いの特殊な廃棄物	.....	P9
資源物の処理・リサイクルの方法	.....	P10～13
環境にやさしい事業所を目指して	.....	P14
3R(スリーアール)のすすめ	.....	P15
事業所ごみ減量行動マニュアル	.....	P16
よくある問い合わせQ&A	.....	P17
産業廃棄物の種類	.....	P18
ごみ分別辞典(事務所用)	.....	P19～21
一般廃棄物と資源物の市の処理施設の場所 (北部・南部清掃工場 問い合わせ先)	.....	裏表紙



今以上のごみ減量を目指そう!

**サンキリ戦隊  
ごみゲンジャー参上!**



捨てる前に…  
まだ使えないか考えよう!  
捨てる時は…  
リサイクルを考え、  
分別して捨てよう!



食べきりは生ごみを  
減らす一番の方法だ!  
職場でも家庭でも  
残さず食べよう!



生ごみの水きりも  
ごみ減量の一つの方法だ!  
事業所からでるごみも  
減量・資源化しやすいこ  
とから取り組んでみよう!

# 事業者の責務

事業者は、すべての事業ごみを、自らの責任において、法令に基づき区分ごとに分別し、処理基準や委託基準などに従って処理する必要があります。  
 廃棄物管理責任者を選任して適正処理や減量に取り組みましょう。



## 事業所ごみは家庭ごみステーションには出せません！

事業所から出るごみは、ごみの量や種類に関係なく、家庭ごみのステーションに出すことはできません。  
 (家庭ごみステーションに出すと不法投棄として罰せられる可能性があります。)

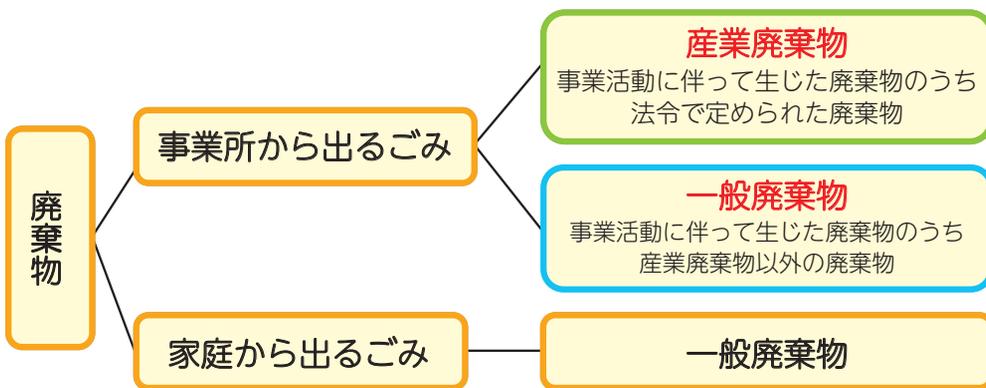
### 不法投棄の罰則

- 5年以下の懲役
  - 1,000万円以下 (法人は3億円) の罰金
- 併科あり



# 廃棄物の区分

「廃棄物」とは、不要になった物で、かつ、その物が他人に対し有償で売却できなくなった物をいい、廃棄物処理法では、大きく「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区分されています。



### 事業所から出るごみって？

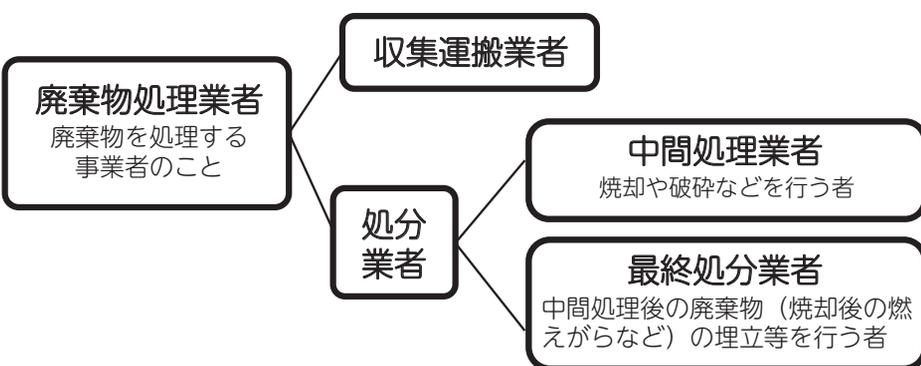
**事業活動**は、法人・個人、営利・非営利の別や、事業規模の大小、業種に関わらず、会社、工場、病院、店舗兼住宅の店舗部分や福祉・宗教法人、公共サービスである学校・官公署などの事業全てが該当します。  
 量の多少に関係なく、**家庭から出るごみ以外のごみ**が事業所から出るごみです。

**特別管理一般廃棄物** 一般廃棄物と産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、特別管理一般廃棄物又は、特別管理産業廃棄物に指定され、より厳しい基準に従って処理しなければなりません。

18 ページに産業廃棄物の種類を、19～21ページにごみ分別辞典 (事務所用) を掲載しています。

# 廃棄物処理業許可業者の区分

一般廃棄物と産業廃棄物、そして収集運搬と処分はそれぞれ異なる許可になります。排出する廃棄物の種類に応じて、それぞれの許可業者に委託してください。

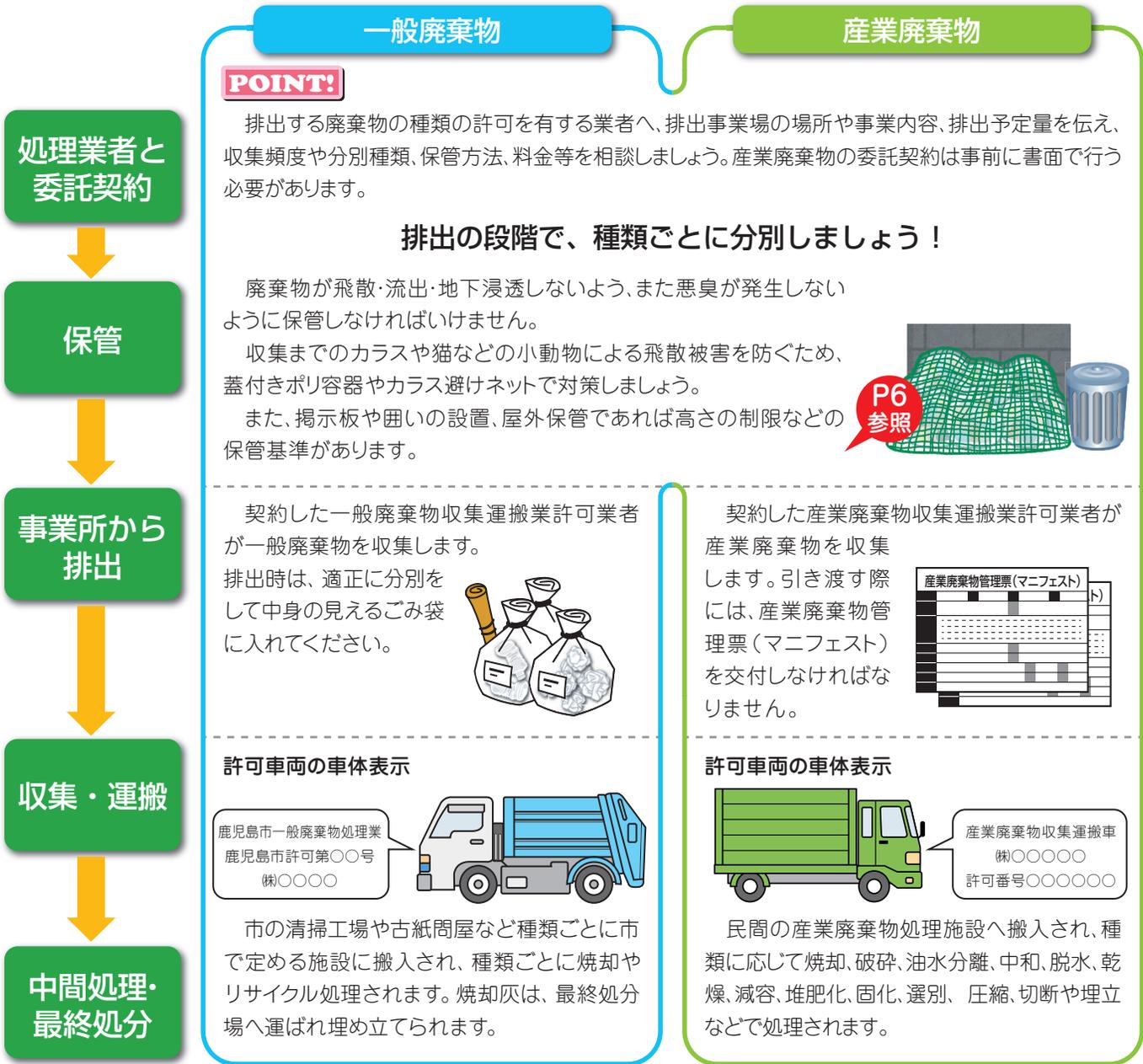


### 処理業者の許可証で分かること

- ・ 一般廃棄物と産業廃棄物の別
- ・ 取り扱える廃棄物の種類
- ・ 収集運搬・処分の別
- ・ 処理の種類など事業の範囲
- ・ 施設設置場所
- ・ 有効年月日

など

# 廃棄物の流れ



## STOP 産業廃棄物は、市の清掃工場には搬入できません！

市の北部・南部清掃工場では、搬入物の検査を行っています。産業廃棄物・資源物の混入などを確認した場合は、受入れを拒否し、持ち帰りを指示したり、排出事業者への指導を行います。



## STOP 無許可の不用品回収業者を利用してはいけません！

廃棄物処理法上の許可を受けずに不用品回収をしている違法な業者にご注意ください。不適切な業者に委託することは法律違反です。また不法投棄など不適正な処理をされた場合は排出者に責任が及びます。

### 無許可業者への委託の罰則

- 5年以下の懲役  併科あり
- 1,000万円以下の罰金  併科あり

# 適正な廃棄物の分別

## STEP 1 資源化できるものを区分別に分けて処理

**もやせるごみに混ぜない!**

### ペットボトル

#### 缶・びん

**POINT!**

汚れたままであったり、ふたラベルがついているとリサイクルされません!



①ふたとラベルははずす

②かるくゆすく



③ペットボトルのみで1袋

④缶はつぶさず、びんと同じ袋に入れる

### 古紙

#### 種類ごとに分別

例: 段ボール  
新聞チラシ  
OA用紙  
雑誌  
ミックスペーパー



ミックスペーパー

封筒 包装紙  
シュレッダーくず  
雑チラシ 紙製菓子箱など

### 機密書類

シュレッダー搭載車による出張処理、施設でのシュレッダー処理が市内の許可業者で可能です。  
禁忌品を除いて箱詰めするだけで製紙会社で溶解処理される運送会社等によるサービスもあります。

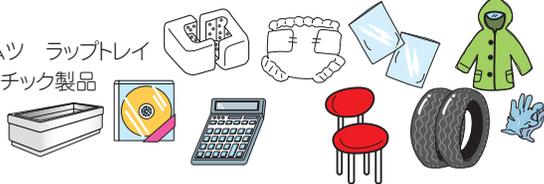
古紙や機密書類の詳細はP10参照

## STEP 2 産業廃棄物に当たるものを分別

**POINT!** 種類ごとに分別すること!! 分けられない製品は混合物の産業廃棄物

### 廃プラスチック類

発泡スチロール  
CD・DVD オムツ ラップトレイ  
ビニール・プラスチック製品  
電化製品



### ガラス 陶磁器

食器 ガラス 瓦  
レンガ 石膏  
資源化できないびん



### 金属くず

スプレー缶 一斗缶  
カセットボンベ 脚立  
傘 ロッカー 刃物  
資源化できない缶



### その他の 産業廃棄物

廃油  
がれき類  
汚泥  
廃酸  
廃アルカリ  
燃えがら  
(ほか)



電球・電池



**POINT!** プラスチック製品は、家庭では「リ」マークが付いていないと「もやせるごみ」ですが、事業活動を伴うと、すべて産業廃棄物の「廃プラスチック類」です。(例)ボールペン、プラハンガー、ホースなど

## STEP 3 有価物で譲渡・売却



不要になった備品

自分の部署では使わなくても、別の場所では必要とされる可能性も! 情報を共有したり、リサイクルショップ等を活用しましょう。

## STEP 4 STEP1~3に当てはまらないものを一般廃棄物として分別

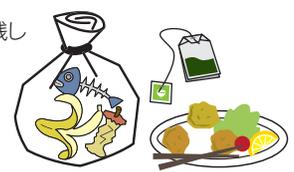
### リサイクル できない紙

カーボン紙 写真 ちり紙  
感熱紙 紙コップ 油紙  
コーティングや  
箔押しされた紙など



### 食品廃棄物

生ごみ 食べ残し  
茶殻



### 草木 繊維

落ち葉 刈り草  
割り箸など  
天然繊維はぎれ



**生ごみの約8割が水分!徹底的に水を切ろう!**

# 一般廃棄物の処理方法

## 方法1 許可業者に収集運搬を委託する

許可を受けていない業者にはごみの収集運搬を委託することはできません。

ごみの収集運搬を委託する場合は、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者と契約してください。



「鹿児島市一般廃棄物処理業許可業者名簿」で **検索**

### POINT!

許可業者と契約をする場合は、事前にごみの排出量を把握しておくことと契約がスムーズです。少量のごみしか出ない事業所向けに、料金前払の有料袋を準備している許可業者もあります。

## 方法2 自分で施設へ持ち込む

鹿児島市の施設は一般廃棄物の処理施設です。産業廃棄物や一般廃棄物のうち処理が困難な物や一部の危険物などは受け入れることはできません。専門の処理業者へ処理を依頼してください。

また、分別されていないものは、受け入れることができません。必ず分別して持ち込んでください。

### ■一般廃棄物と資源物の持ち込みについて

持込み先	処分手数料	持込める物	内容
北部清掃工場 南部清掃工場 粗大ごみ処理棟	10kg当り <b>70円</b> 【10kg未満のときは、10kgとみなします】	再生できない紙、生ごみ、繊維はぎれ・草木などで再生利用できないもの 木製家具（金属・プラスチックが付いていないもの）など	《持込み日時》 日曜日を除く毎日 （ただし12月31日～1月3日は休み）  時間：午前8時30分～正午 午後1時～午後5時 できるだけ午後4時30分までに持ち込んでください。
リサイクルプラザ （缶・びん、ペットボトル、プラスチック容器類の処理施設） ※職員などが個人で消費したものに限り。	<b>無料</b> 	①缶・びん、 ②ペットボトル（ふたとラベルをはずす）、 ③プラ容器類	缶・びん、ペットボトルはふたとラベルをはずし、中をゆすぐ。プラ容器類も軽く水洗いする。①②③ごとに別々の透明ごみ袋に入れる。汚れた状態の物は、産業廃棄物で処理することになります。
古紙問屋	無料	機密処理しない古紙類	禁忌品の交じりがないようにしましょう。
一般廃棄物処分業許可業者 ※排出する廃棄物の処理が事業の範囲に入っていること	民間業者の定めている料金	古紙 生ごみ 草木類	処理方法 破砕、破砕・圧縮、固形燃料化 堆肥化、飼料化、脱水 破砕、固形燃料化、堆肥化、飼料化
※再生処理を行う民間の許可業者があります。処理方法や連絡先等は許可業者名簿をご参照ください。持ち込む前に必ず、持ち込みや処理方法、料金について、各社へお問い合わせください。			

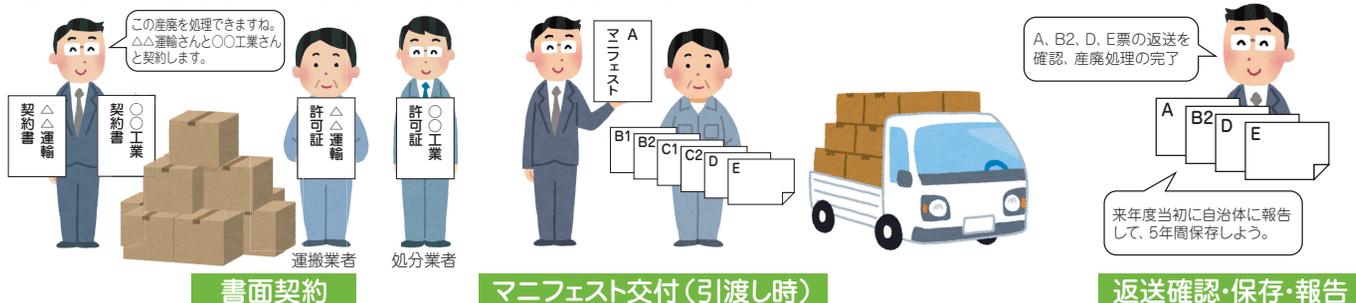
### 多量の一般廃棄物を排出する事業者の方へ

鹿児島市では、一般廃棄物の発生量がひと月500kg以上の事業者は、一般廃棄物管理責任者の選任および減量に関する計画書を市に提出しなければなりません。

# 産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物の処理は、自社で最終処分まで行うか、排出する産業廃棄物の処理ができる許可業者に委託します。委託するときは、委託基準（6ページ参照）を守る必要があります。

排出する物が定まったときに契約する方法のほか、頻繁に同一種類の産業廃棄物を排出する事業者は、同じ処理業者に年間契約するなど、長い有効期間で契約する方法もとれます。



## 方法1 許可業者に収集運搬・処分を委託する

産業廃棄物処理業（収集運搬業および処分業）の許可業者と事前に書面で契約してください。廃棄物の種類に応じて適切に業者を選びましょう。

廃棄物を引き渡すときには産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、契約どおりに処理が行われるかを確認してください。

- 鹿児島市を含め県内全域で収集運搬する業者、鹿児島県内（鹿児島市外）の処分業者は…  
「[鹿児島県産業廃棄物処理業許可業者名簿](#)」で **検索**
- 鹿児島市内の産業廃棄物処理業の許可業者は…  
「[鹿児島市産業廃棄物処理業者名簿](#)」で **検索**

業者の問合せ・マニフェストの購入  
**一般社団法人 鹿児島県産業資源循環協会**  
 鹿児島市錦江町1番40号  
 電話099-222-0230 fax099-222-3533  
<https://kagoshima-sanpai.or.jp>

## 方法2 自分で施設へ持ち込む

処分を他者に依頼するときは、廃棄物の種類に応じて産業廃棄物処理業（処分業）の許可業者と事前に書面で契約してください。

産業廃棄物を自ら運搬・処分をする場合は、許可業者と同様の処理基準に従う必要があります。運搬する場合の基準もあります。



**産業廃棄物は、民間の処理施設にしか持ち込めません！**

### 鹿児島市内に事業場のある鹿児島市優良基準適合産業廃棄物処理業者

取扱廃棄物の種類や処理方法、下記以外の許可業者については、**上記**の方法でご確認ください。優良産業廃棄物認定制度の詳細は、環境省ホームページでご確認ください。

事業所名	鹿児島市の事務所所在地	電話番号	基準適合した処理業の区分
株式会社勝利商會	小川町27番2号	226-3123	・産業廃棄物収集運搬業 ・産業廃棄物処分業 ・特別管理産業廃棄物収集運搬業 ・特別管理産業廃棄物処分業
株式会社サニタリー	東谷山五丁目20番11号	268-2014	・産業廃棄物収集運搬業 ・産業廃棄物処分業 ・特別管理産業廃棄物処分業
株式会社三純建設	鴨池一丁目25番1号	257-1881	・産業廃棄物収集運搬業 ・産業廃棄物処分業
有限会社三栄開発	鴨池一丁目20番22号	257-4126	・産業廃棄物収集運搬業 ・産業廃棄物処分業
永田重機土木株式会社	川上町2216-1	244-3388	・産業廃棄物収集運搬業 ・産業廃棄物処分業
株式会社熊本メスキュード	小野町5047番8	245-4620	・特別管理産業廃棄物収集運搬業 ・産業廃棄物収集運搬業 ・産業廃棄物処分業
株式会社フタマタ開発	西伊敷七丁目34番12号	228-5370	・産業廃棄物処分業
鹿児島県リサイクル株式会社	下福元町字金見山1987	260-4322	・産業廃棄物処分業
有限会社高山金属	新栄町25番20号	256-0424	・産業廃棄物収集運搬業 ・産業廃棄物処分業

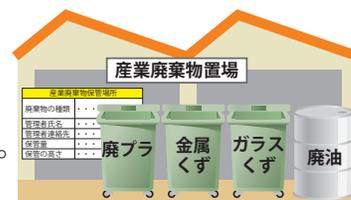
# 産業廃棄物の基準

産業廃棄物を処理するためには様々な基準を守ることが必要です。

## 1. 保管基準

産業廃棄物は、生活環境の保全上、支障のないように保管しなければなりません。種類や性状ごとに必要に応じ容器などを使い適正な保管をしましょう。

蛍光灯などの水銀使用製品産業廃棄物は、仕切りの設置など他のものと混合しない措置をとらなければなりません。



### 主な保管基準

- ①保管場所の周囲に囲いを設置する
- ②掲示板（縦横60cm以上）を見やすい場所に設置する
- ③廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭防止の措置をとる  
（屋外で容器を用いず保管する場合、高さ・勾配等の制限あり）
- ④ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫の発生防止の措置をとる

産業廃棄物保管場所掲示板の例

60cm以上	
産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃蛍光灯（水銀使用製品 産業廃棄物） 廃プラスチック類 金属くず
管理者氏名	〇〇〇〇・〇〇会社 鹿児島 太郎
管理者連絡先	099-***-****
保管量	■ kg (t)
保管の高さ	(最大)〇m
屋外で容器を用いず保管する場合	

## 2. 排出事業者が自ら運搬する場合の処理基準

### 車両の表示義務

- ①産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- ②排出業者名

#### 表示の注意点

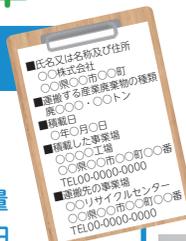
- 見やすいこと
- 鮮明であること
- 両側面に表示すること
- 識別しやすい文字の色であること



### 書類の携帯義務

次の事項を記載した書類

- 氏名又は名称及び住所
- 運搬する産業廃棄物の種類、数量
- 運搬する産業廃棄物を積載した日
- 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先



## 3. 委託基準

- ①排出する産業廃棄物の処理が、事業範囲に含まれている
- ②収集運搬業者、処分業者とそれぞれ個別に契約を結ぶ（三者契約の禁止）
- ③委託契約は書面で行う
- ④契約書に記載すべき事項、許可証の写しの添付は法律で規定されている
- ⑤契約期間終了後、契約書一式を5年間保存
- ⑥受託した許可業者が他者に処理を再委託することは原則禁止（再委託の禁止）

### 委託基準違反の罰則

- 3年以下の懲役
  - 300万円以下の罰金
- 併科あり

〈委託契約書に記載すべき事項〉

運搬委託契約書・処分委託契約書 共通記載事項	運搬委託契約書・記載事項
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 委託する産業廃棄物の種類、数量</li> <li><input type="checkbox"/> 委託契約の有効期間</li> <li><input type="checkbox"/> 委託者が受託者に支払う料金</li> <li><input type="checkbox"/> 受託者の事業の範囲</li> <li><input type="checkbox"/> 委託者の有する適正処理のために必要な事項に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の性状及び荷姿</li> <li>・通常の保管状況での腐敗、揮発等の性状の変化</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 他の廃棄物との混合により生ずる支障 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本産業規格C 0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項</li> <li>・石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨</li> <li>・その他取扱いに関する注意</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 委託契約期間中に廃棄物の性状等に変化が生じた場合の当該情報の伝達方法</li> <li><input type="checkbox"/> 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項</li> <li><input type="checkbox"/> 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 運搬の最終目的地の所在地（受託者が積替・保管をする場合）</li> <li><input type="checkbox"/> 積替・保管場所の所在地</li> <li><input type="checkbox"/> 保管できる産業廃棄物の種類</li> <li><input type="checkbox"/> 積替のための保管上限</li> <li><input type="checkbox"/> 安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否等</li> </ul>
	処分委託契約書・記載事項
	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 処理施設の所在地、処分又は再生の方法及び処理能力(処分後に残さが発生する場合)</li> <li><input type="checkbox"/> 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び処理能力</li> </ul>

## 4. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

マニフェスト（manifest）は、本来積荷目録のことで「明白な」「証拠となる」との意味があり、産業廃棄物の行き先を管理し、不法投棄の未然防止を目的とするもので、「電子マニフェスト」と「紙マニフェスト」があります。

### 主な義務

- ① **法定事項**を記入した電子マニフェストの登録  
または紙マニフェストの交付
- ② マニフェストの**返送確認**
- ③ 交付日、返送を受けた日から**5年間保存**
- ④ 交付等状況報告などの報告

### ●マニフェストに記載すべき法定事項

交付年月日・交付番号  
 排出者名称・住所、排出事業場の名称・所在地  
 産業廃棄物の種類・数量・荷姿  
 最終処分場所の情報  
 収集運搬業者・処分業者の情報  
 運搬先の事業場の情報

### ●返送で確認すべき事項

- 受託業者からの処理終了が期限内であったか
- 運搬終了・処分終了・・・90日以内  
(特管60日以内)
  - 最終処分終了・・・180日以内

### 電子マニフェストの一部義務化

**特別管理産業廃棄物**（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く）を年間50t以上排出する事業者は、その特別管理産業廃棄物（前同）の委託時には、**電子マニフェストを使用することが義務付け**られました。（令和2年4月1日施行）

### 電子マニフェストのメリット

- ・頻繁に入力する情報のパターン設定が可能
- ・処理状況の確認が容易
- ・法定事項の入力もれ防止
- ・紛失、保管場所の確保等の心配なし
- ・自治体への年度報告は情報処理センターが行う



詳しくは(公財)日本産業廃棄物処理振興センターホームページをご覧ください。  
<https://www.jwnet.or.jp>

電子化率77%(令和4年度)利用が増えています。

≪料金のご案内≫

(令和4年8月現在)

区分	電子マニフェスト			紙マニフェスト（連合会価格）	
	A料金	B料金	少量排出事業者 団体加入料金 (C料金)	単票	連続票
基本料(年)	26,400円	1,980円	110円	(100部) 3,000円税込	(500部) 15,000円税込
使用料(登録情報1件につき)	11円	(90件まで無料) 91件目から22円	(5件まで無料) 6件目から22円		

≪電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較≫

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの交付・登録	①廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引き渡した日から3日以内にマニフェスト情報を情報処理センターに登録 ※3日以内とは、廃棄物を引渡した日を含まない。	①廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡しと同時にマニフェストを交付
処理終了確認	情報処理センターからの②運搬終了報告、③処分終了報告、④最終処分終了報告の通知（電子メール等）により確認	②運搬終了報告：B2票とA票を照合確認し日付を記入 ③処分終了報告：D2票とA票を照合確認し日付を記入 ④最終処分終了報告：E票とA票を照合確認し日付を記入
マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	●交付したマニフェストA票を5年間保存 ●収集運搬業者および処分業者から返送されたB2票、D票、E票を5年間保存
産業廃棄物管理票交付等状況報告	情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため、報告不要	都道府県・政令市に自ら報告

### マニフェストに関する罰則

不交付、未記載、虚偽記載、保存義務違反、交付を受けず引受けることの禁止違反

- 1年以下の懲役
- 100万円以下の罰金

未記載にも罰則があることに注意！

◀マニフェストの作成▶

前ページにある法定事項をもれなく記入します。（紙マニフェストの場合、    の部分）

**作成の POINT!**

廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに作成します。  
 廃棄物を引き渡すときに、運搬車ごとに交付するため運搬車ごとに作成が必要です。  
 （複数の車が同時に同じ運搬先に運ぶ場合1交付としても可）

紙マニフェストの書き方は、(公社) 全国産業資源循環連合会のホームページもご覧ください。

**照合確認の POINT!**

B2票、D票、E票が返送されてきたら、返送された内容が契約書どおりの処理となっているか確認し、A票右下の照合確認欄に返送を受けた日付を記載します。

## 廃棄物に関する報告・届出

### 産業廃棄物管理票交付等状況報告書

鹿児島市内の事業場でマニフェストを交付した事業者は、前年度の交付等の状況を毎年6月30日までに鹿児島市長に提出しなければなりません。  
 ※電子マニフェスト利用分は、報告不要です。

**POINT!**

紙マニフェストで産業廃棄物の委託をした場合は、回数や量にかかわらず報告が必要です。

### (特別管理) 産業廃棄物処理計画書・実施状況報告書

鹿児島市内の事業場で産業廃棄物の発生量が1,000 t（特別管理産業廃棄物については50 t）以上であった事業者は計画書等を鹿児島市長に提出する必要があります。  
 報告した内容は、鹿児島市ホームページで公表されます。

**POINT!**

発生量は、マニフェストが電子か紙かを問わず、市内で発生した全体量。また市内に現場が複数立つ場合は、市内現場の発生量の合計で提出の要否を判断します。

### 措置内容等報告書

以下のいずれかに該当する場合は、その委託にかかる産業廃棄物の処理状況を速やかに把握し、必要な措置を講じるとともに、それぞれの日数以内に鹿児島市長に報告しなければなりません。

- ① マニフェストの交付から90日（特別管理産業廃棄物の場合60日）以内に完了報告の返送がない  
     期間が経過した日から30日以内に報告
- ② 必要事項が記載されていないマニフェストの返送を受けた  
     送付を受けた日から30日以内に報告
- ③ 虚偽の記載があるマニフェストの返送を受けた  
     送付を受けた日から30日以内に報告
- ④ 運搬受託者が処分受託者から処理困難通知を受けた  
     通知を受けた日から30日以内に報告



排出事業者の責任はどこまで負う？

# 取扱いの特殊な廃棄物

## 建設 廃棄物

土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の新築・改築及び全部又は一部を解体する工事を含む）に伴い生じる廃棄物を建設廃棄物といい、適正に分別・処理する必要があります。建設廃棄物処理指針（環境省）や廃石膏ボード現場分別解体マニュアル（国土交通省）等があります。

## 元請業者 が 排出事業者

建設工事に伴って生じた廃棄物の処理（収集運搬及び処分）については、**元請業者が排出事業者としての責任を負います**。元請業者は、廃棄物の処理を委託する場合、産業廃棄物処理業の許可を持った業者へ委託しなければなりません。

また、下請業者が廃棄物を処理するためには、廃棄物処理業の許可が必要です。

## 事業場 外 保管届出

建設工事に伴って生じた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を、排出した工事現場以外の場所（面積が300㎡以上の保管場所）で元請業者自ら保管しようとする場合、事前に事業場外保管届出書を廃棄物指導課へ提出する必要があります。また変更や保管をやめた場合にも届出が必要です。

## 建設リサ イクル法

一定規模以上（解体工事では床面積の合計が80㎡以上等）の建設工事では、木材（繊維板等を含む）、コンクリート、アスファルト・コンクリート等の特定の資材について、現場における分別解体や再資源化の義務があり、工事に着手する日の7日前までに建築指導課へ届出が必要です。

## 解体の 前に

建築物の所有者等が残置した家具や什器類等の廃棄物の処理責任は当該建築物の所有者等です。解体物は産業廃棄物であることが多いですが、残置物はその排出状況及び性状によって、一般廃棄物又は産業廃棄物になります。残置物が一般廃棄物である場合は、所有者が一般廃棄物処理業許可業者に委託するか、所有者自ら市のごみ処理施設に搬入する必要があります。

## 水銀 廃棄物

区分は下表のとおり。水銀廃棄物ガイドライン（環境省）があります。水保条約は平成29年8月16日発効

1	水銀使用 製品 産業廃棄物	水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの (通常の産業廃棄物：複数種類の混合物が多い)	例：一部の電池、蛍光灯(蛍光管)、 電気制御用スイッチ・リレー、 水銀体温計・血圧計等
2	水銀含有 ばいじん等	ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さい、廃酸、廃アルカリで、 水銀を一定以上含有するもの＝ <b>特別管理産業廃棄物</b>	
3	廃水銀等	①特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物 ②水銀が含まれている物又は水銀使用製品が産業廃棄物 となったものから回収した廃水銀＝ <b>特別管理産業廃棄物</b>	①の特定施設の例：水銀回収施設、 大学等の研究機関、検査業に属す る施設、保健所等

## 確認事項

- 委託業者の**許可証**の取扱廃棄物の種類に、「水銀使用製品産業廃棄物」等の記載があるかを**確認**
- 契約書**や**マニフェスト**、**保管場所の掲示**にも「水銀使用製品産業廃棄物」等の記載を行う。
- 保管場所には**仕切り**を設ける等して保管し、収集運搬時も**区分して運搬**しなければならない。
- 廃水銀等は、特別管理産業廃棄物の保管の措置に加え、揮発防止・高温にさらさない・腐食防止の措置をとって保管し、損傷しにくい密閉収納容器で収集運搬する。

## PCB (ポリ塩化 ビフェニル) 廃棄物

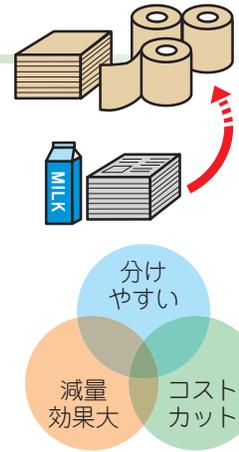
PCBは、自然界で分解されにくく毒性のある物質です。保管事業者は、毎年保管状況等の届出を行い、特別管理産業廃棄物保管基準に従い保管する必要があります。詳しくは環境省HPで [検索](#)

	低濃度PCB廃棄物
PCBの濃度	0.5超～5,000mg/kg ※低濃度のうち微量は、数mg/kg～数十mg/kg
処理期限	<b>令和9年3月31日</b>
処分先	無害化処理認定施設等 ※詳細は、環境省HPをご参照ください。

※高濃度PCB廃棄物の九州内における処理期限は終了(令和3年3月31日)

# 資源物の処理・リサイクルの方法

「ごみ」から、資源化できるものを分別すると、資源物の品目や引き渡し量、回収・持ち込み等の条件によって、処理料金が必要な状況から、無料引取や有価買取の可能性が生まれます。持ち込み先は、廃棄物処分業許可業者のほか、専ら再生利用の目的となる古紙、空き缶、空きびん、古繊維は、これらを専門に取り扱う廃棄物再生事業者（リサイクル事業者）もあります。



## POINT!

自社で資源化しやすい品目に狙いをつけて、まずは対象物を処理する事業者に連絡しましょう。処理したい物の分別の仕方などを事前に確認し、効率よく排出できるようにしましょう。

## 古紙類

### 主な分別例（回収する事業者に確認しましょう!）

### 入れやすさと排出しやすさを重視!



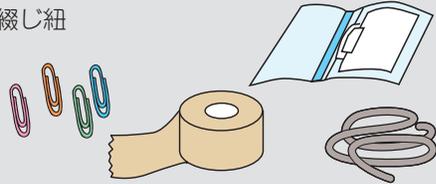
### ミックスペーパー



### 禁忌品（混ぜると再生品が製品になれません）

#### 【紙以外のもの】

クリップ、ファイルの留め具、ガムテープ、綴じ紐



#### 【再生できない紙】

写真、圧着はがき、感熱紙、カーボン紙、ノーカーボン紙、シール台紙、ビニールコート紙、靴やカバンの詰め物、紙コップなどのワックス防水加工紙、汚れた紙やにのりをついた紙



詳しくは（公財）古紙再生促進センターホームページもご参照ください。 <http://www.prpc.or.jp>

### 主な受け入れ先

#### ■古紙の受け入れ先と機密書類の許可業者

事業者	所在地	電話番号	可能な処理
(株)荒川商店	新栄町 25-14	251-6431	古紙類受入
(株)カナザワ	本城町 720-1	246-9555	
(株)九州宮崎	上福元町 6110	268-5561	
(株)ターミナルサービス	南栄 4-11-1	267-8005	
大和紙料(株)	東開町 12-5	230-0012	
(株)寺松商店 (株)ペーパーリサイクリング	錦江町 8-20	222-1877	
日本資源流通(株)	宇宿 2-6-1	258-2716	
(株)丸山喜之助商店	石谷町 1102-1	278-0777	
(株)山崎紙源センター	谷山港 1-3-7	210-9250	
(株)九州エコワ	西陵 8-6-12	298-1532	
九州共同(株)	住吉町 8-1	222-8201	機密専門：施設でのシュレッダー処理

- シュレッダー処理を行う許可業者はリサイクルについての証明書類の発行に対応しています。
- 自社でシュレッダーした紙くずも禁忌品の混じりがなく、再生可能なサイズであればリサイクルできます。ご相談ください。

## 生ごみ

ごみの中で紙に次いで多いのが、食品廃棄物です。食品ロスを減らすため、幹事さんに呼びかけるなどして、「3010運動」にご協力ください。

また、4つの減量のポイントを参考に、できる取り組みから始めましょう！

さんまるいちまる  
**3010運動**

〈味わいタイム〉  
宴会の開始後**30分間**は、料理を楽しもう！

〈食べきりタイム〉  
お開き前**10分間**は、自席に戻り食べきる！  
残った料理は周りの人と分け合おう！



宴会の料理で食べられない物は早めにシェア

### ポイント1 発生を抑制する

食材管理の徹底や使いきりに心がけましょう。小盛メニューやバラ売りを選択するなどして無駄をなくしましょう。

マイはし  
マイボトルも  
おすすすめだぜ



### ポイント2 水きりを徹底する

食品廃棄物の8割余りは水分。水きりを徹底することで、大幅に減量でき、処理費用が削減できます。



### ポイント3 再生利用する

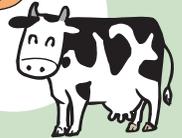
飼料化堆肥化等のリサイクルを行う処分業者への委託や、業務用生ごみ処理機を導入し資源化するなどの方法もあります。

容器包装、食器、楊枝その他の異物を分けることや再生利用に合った分別で排出しましょう。



### ポイント4 リサイクルの環

安定したリサイクルのため、食品廃棄物を原料とした飼料や肥料を利用して生産された農畜産物を積極的に活用しましょう。



## 食品リサイクル法

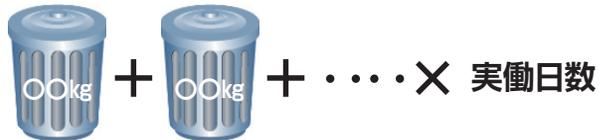
食品メーカー、八百屋、百貨店、スーパー、食堂、ホテル、旅館、結婚式場などの食品関連事業者には、左下の表の4業種別に再生利用等実施率目標が設定されています。

食品廃棄物等の再生利用等実施率		
業種	令和元年度実績	令和6年度までの目標
食品製造業	96%	95%
食品卸売業	64%	75%
食品小売業	51%	60%
外食産業	32%	50%

### まずは排出量をつかむ！

例えば…

- 食品廃棄物がポリバケツ1杯あたりどれくらいの重さかをつかむ。
- 1日にポリバケツで何杯発生するかつかむ。



→自社の実態から有効と思われる、可能な取り組みを実行しましょう！

食品リサイクル法に関する詳しいことは、下記までお問い合わせください。

九州農政局食品企業課食品リサイクル係（熊本地方合同庁舎A棟） 電話番号096-211-9111

## グリーン購入

グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に、まず購入の必要性を十分に考え、購入する場合は価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することです。グリーン購入を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を実現していきましょう。

各メーカーのカタログやホームページなどで、右記のマークなどがついた商品や「グリーン購入法適合商品」※3などと記載されている商品を選ぶことで、環境への負荷が小さい商品を購入することができます。



※1 エコマーク



※2 グリーンマーク

※1 **エコマーク** 環境省所管の（公財）日本環境協会が定めた認定基準に適合していると認定された商品に表示することができるマークです。（エコマーク事務局 <https://www.ecomark.jp>）

※2 **グリーンマーク** （公財）古紙再生促進センターが定めた古紙配合率の基準に適合していると承認された商品に表示することができるマークです。（（公財）古紙再生促進センター <http://www.prpc.or.jp>）

※3 **グリーン購入法適合商品** グリーン購入法における判断基準に適合する商品を自主的に製造し、そのことを公表している商品です。（グリーン購入ネットワーク <https://www.gpn.jp>）

## 家電4品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機)

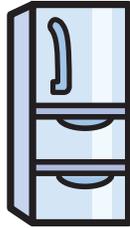
### 対象機器

事業所で使用していた家電製品のうち、家電リサイクル法の対象品目を廃棄するもの

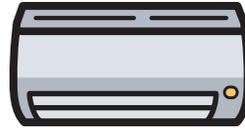
ただし、専ら業務用として製造・販売されている機器は家電リサイクル法の対象外になりますので、産業廃棄物として適正に処理してください。



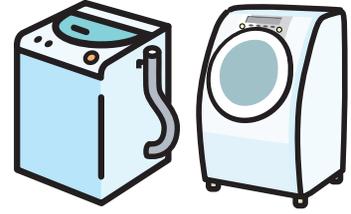
●テレビ



●冷蔵庫●冷凍庫



●エアコン



●洗濯機●衣類乾燥機

※対象機器や製品のメーカーや大きさ別で一律のリサイクル料金は

(一財)家電製品協会家電リサイクル券センターのホームページで調べられます。https://www.rkc.aeha.or.jp

### 処理方法

### 申込の流れ

### 必要な料金

収集運搬  
を依頼

- 新品を購入する販売店で引き取ってもらう
- その製品を購入した販売店に申し込む
- 家電リサイクル協力店(※1)に依頼
- 廃棄物収集運搬業者へ家電リサイクルの処分依頼

リサイクル料金  
および  
収集運搬料金

自ら  
持ち込む

製品の品番等を調べ  
事前に郵便局で  
家電リサイクル券  
を購入

受付時間等を事前に確認し  
指定引取場所(※2)  
へ持込

リサイクル料金のみ

※1 家電リサイクル協力店(新品を購入せず、購入元が不明な場合)

※2 指定引取場所

事業所名	所在地	電話番号
エディオン鹿児島南店	宇宿2-2-18	813-0005
ビッグカメラ鹿児島中央駅店	中央町1-1	814-1111

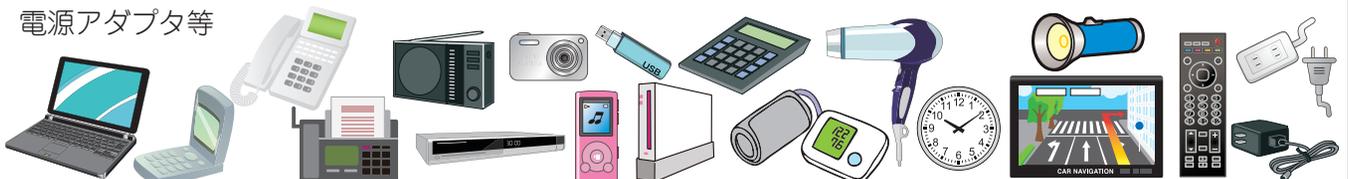
事業所名	所在地	電話番号
株式会社 荒川	南栄4-15-2	263-5568
九州産交運輸株式会社 鹿児島センター	南栄4-11-1	267-6723

## 使用済小型電子機器(電気や電池で動く製品で効率的な収集運搬が可能なもの)

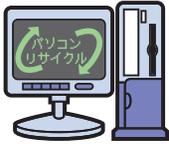
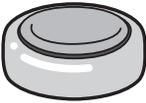
使用済小型電子機器には貴重な金属が含まれています。環境省が認定した認定事業者や資源化を適正に実施可能な産業廃棄物処理業者へのリサイクル処理委託または売却などにご協力ください。無償での引渡しが可能ですが、詳しくは処理業者にご確認ください。処理費用が掛かる場合、産業廃棄物の排出と同様、委託契約やマニフェストの交付等の手続きをとり、処理業者へ引き渡してください。

【対象機器】 中古品として売買されない以下のようなもの。

パソコン(メーカーリサイクルも有)、携帯電話、電話機、ファクシミリ、ラジオ、カメラ、映像用機器、音響機器、メモリ装置、電卓、電子血圧計、理容用機器、懐中電灯、時計、カーナビ、リモコン、電源アダプタ等



パソコンなど資源有効利用促進法や広域認定制度に基づきリサイクルされるもの

対象物・問い合わせ先	処理方法など
<p><b>パソコン</b></p>  <p>(一社) パソコン3R推進協会  <a href="https://www.pc3r.jp">https://www.pc3r.jp</a></p>	<p>パソコンメーカーのホームページから申込可能。事業系パソコンは、原則として、PCリサイクルマークが付いていても、回収再資源化料金（各メーカーで設定）が発生します。</p> <p>購入時の標準添付品（マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなど）は一緒に回収されますが、標準添付品以外の廃棄や自作等でメーカー不在のパソコンは、産業廃棄物として処理してください。</p>
<p><b>小型充電式電池</b></p>  <p>リサイクルマーク  <small>ニカド電池    ニッケル水素電池    リチウムイオン電池</small></p> <p>(一社) J B R C  <a href="https://www.jbrc.com">https://www.jbrc.com</a></p>	<p>排出者登録後、回収のための金属缶(無料)を送ってもらい、回収量に達したら、回収依頼します。登録回収に対し費用は発生しません。</p> <p>対象は、ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、およびヘッドホンステレオ・ハンディークリーナー・コードレステレホン・ビデオカメラ用の小形制御弁式鉛蓄電池です。</p> <p>上記以外の産業用蓄電池は、別途広域認定を受けた蓄電池メーカー等でリサイクルを行っていますので、メーカーにご確認ください。</p>  <p><small>小形制御弁式鉛蓄電池</small></p>
<p><b>ボタン電池</b></p>  <p>(一社)電池工業会          ボタン電池回収推進センター  <a href="https://www.botankaishu.jp/m/top.php">https://www.botankaishu.jp/m/top.php</a></p>	<p>回収協力店に設置されたボタン電池回収缶に、使用済みボタン電池を入れます。入れるときには、お店の方に声をかけてください。安全のため、電池1個ずつゼロハンテープ等での絶縁をしてください。</p> <p>酸化銀電池(型式記号SR)、空気電池(同PR)、アルカリボタン電池(同LR)のボタン形電池が回収対象です。</p> <p>※ リチウムコイン電池(同CR、同BR)は、水銀を含んでいないため回収の対象外です。</p> <p>鹿児島市内の回収協力店：43店舗(令和6年1月現在)</p>
<p><b>携帯電話等</b></p>  <p>モバイル・リサイクル・ネットワーク  <a href="https://www.tca.or.jp/mobile-recycle/">https://www.tca.or.jp/mobile-recycle/</a></p>	<p>携帯電話・PHSの本体、電池、充電器を、携帯電話各社専売店ショップが無料で回収します。携帯電話事業者・メーカーに関係なく持ち込めます。</p>
<p><b>二輪車</b></p>  <p>Motorcycle Recycling</p> <p>(公財)自動車リサイクル促進センター  <a href="https://www.jarc.or.jp">https://www.jarc.or.jp</a></p>	<p>二輪車リサイクルシステム参加事業者16社が国内販売したバイク(原動機付自転車、軽二輪、小型二輪)が対象。持込前に必ず対象車両検索を行ってください。</p> <p>対象車両であればリサイクル料金は無料です。指定引取場所までの運搬費用は別途かかります。手続きには、廃車証明書類、本人確認書類等が必要になります。</p> <p>鹿児島市内の指定引取場所：(株)荒川(南栄4丁目15-2)1箇所          鹿児島市内の廃棄二輪車取扱店：45店舗(令和6年1月現在)          二輪車リサイクルコールセンター(電話050-3000-0727)</p>
<p><b>消火器</b></p>  <p>(株)消火器リサイクル推進センター  <a href="https://www.ferpc.jp">https://www.ferpc.jp</a></p>	<p>国内製造の消火器が対象。エアゾール式消火具や外国製消火器は対象外ですので、産業廃棄物として処理してください。</p> <p>消火器の中身を放出しなくても回収されます。</p> <p>特定窓口へ回収を相談するか、事前連絡のうえ特定窓口または指定引取場所へ持ち込みます。引き取りを依頼した場合や特定窓口へ持ち込んだ場合は、運搬費用および保管費等がかかる場合があります。また2009年以前の消火器についてはリサイクルシール代がかかります。貼られたリサイクルシールにも有効期限がありますのでご注意ください。</p> <p>鹿児島市内の指定引取場所          (株)モリタエコノス(西別府町3010-22) (2箇所)          (株)丸山製作所(吉野町6905-5)</p> <p>鹿児島市内の特定窓口：35箇所(令和6年1月現在)</p>

# 環境にやさしい事業所を目指して

## ●なぜ、ごみを減らさないといけないの？

### 限りある埋立処分場

埋立処分場が満杯になってもすぐに替わりは見つかりません。埋め立てるごみを極力減らして、処分場を少しでも長く使うことが重要です。

### 処理にはお金が必要

ごみ処理に係る費用は、莫大です。ごみが減れば事業者としても経費の削減につながり、税金も有効活用されることになります。

### 地球環境への影響

ごみを適正に処理することが、地球温暖化などの自然環境の破壊を食い止めることにつながります。

## 事業所ごみ適正処理講座

事業所ごみの正しい処理や減量化について排出事業者のみならず、より理解を深めていただくため、市の担当職員が出向き、わかりやすく説明します。

- ◆対象：市内の企業や事業者の団体
- ◆内容：事業所ごみの適正処理、ごみの減量化について
- ◆時間：30分～60分程度（調整可）
- ◆費用：無料（会場は申込者で手配してください）
- ◆申込方法：市のホームページに掲載の申込書で、開催希望日の10日前までにお申し込みください。



【お問い合わせ】  
廃棄物指導課 ☎216-1289

## ご存知ですか？グリーンオフィスかごしま（環境管理事業所）

本市では、適正に環境管理を行い、環境への負荷の少ない事業活動を行っている事業所を「グリーンオフィスかごしま（環境管理事業所）」として認定し、公表する制度を設けています。とても簡単なシステムで、認定に係る費用は**無料**です。

### 環境管理とは

事業所自ら、電気使用量等の削減目標を決めて、評価・見直しを繰り返すことで継続的に環境にやさしい活動を行うシステムのことです。

### 認定申請できるのは

市内にある事業所（本店、支店、営業所等）全て申請できます。

### 認定されると

- ・太陽光発電システム設備の設置補助について補助金額の優遇
- ・LED照明、エアコン、デマンド監視装置等の設置補助
- ・中小企業向け環境配慮促進資金の融資  
等が受けられます。



【お申し込み・お問い合わせ】  
環境保全課 ☎216-1297

# 3R(スリーアール)のすすめ

① ごみを減らすこと → Reduce (リデュース)

3Rとは？ ② 繰り返し使うこと → Reuse (リユース)

③ 資源として再利用すること → Recycle (リサイクル)

3Rは  
順番が  
大事です

という言葉の頭文字の3つのRをとってつくられた言葉で、  
ごみ減量やエネルギー節約のキーワードです。

## ① Reduce ごみを減らそう！

リデュース

- 過剰包装を控え、簡易包装などを推進する。
- マイバッグの利用促進、レジ袋の削減につながる取組みを進めましょう。  
(例 レジでの声かけ、ポイントサービスや値引き、有料化など)
- 両面コピーの励行、文書の共有、ペーパーレス化などでコピー用紙の使用量を抑える。
- 事務用品は必要性を十分に検討し、無駄なものは購入しない。
- 賞味期限切れ商品などを減らすため、販売管理・在庫管理を徹底する。
- 食料品の加工くず、売れ残り品などの水切りを行い、ごみの重量を減らす。
- 3010運動の呼びかけなど食品ロス削減の取組みを進める。
- ごみ箱を共有化するなど簡単にごみを捨てない工夫をし、資源化が可能なものはごみにしない。
- コップなどの容器や、箸などは使い捨てでないものを用意し、ごみを出さないようにする。

ごみの元を作らない！  
ミスコピーをしない、  
無駄な事務用品の購入  
をしない はすぐできる  
Reduce だ！



## ② Reuse くり返し使おう！

リユース

- ミスコピー紙などは内部資料やメモ用紙などに再使用する(裏面使用)。
- 封筒、ファイルなどは繰り返し使用する。
- 不要な事務用品、事務機などは他の部署などで再使用する。
- コピー機やプリンターのトナーカートリッジなど詰め替え可能なものは、メーカー回収などで再使用する。
- リターナブルびんやデPOSIT制の商品を積極的に使用する。
- 流通用梱包材や仕入れに使用する容器などは、繰り返し使用できるものを採用する。
- リースやレンタル、リサイクル品を活用する。

使い終わった封筒の再利用、  
ミスコピーのメモ利用  
おしゃれじゃないけど、  
エコでかっこいいのが  
Reuse だ！



## ③ Recycle 資源にしよう！

リサイクル

- コピー用紙、新聞、ダンボールなど再生可能な紙類は資源化する。
- 事務用品など物品を購入する際は、再生品など環境に配慮したものを選ぶ。
- コピー用紙、印刷物には再生紙を使用する。
- 機密書類などをシュレッダー処理した紙も資源化する。
- 食べ残しや調理くず、売れ残り品などは堆肥化や家畜用飼料などに資源化する。
- 缶・びん、ペットボトルなどは分別してリサイクルする。

どうしても  
捨てなきゃいけない物もある！  
そういう時はしっかり分別、  
再資源化に協力しよう。  
Recycle は最終手段だ！



ごみ減量・リサイクル活動を推進することは、環境への貢献となるだけでなく、廃棄物処理に係る費用を減らすことにもつながります。

オフィスで発生する古紙の回収や再生紙の利用、飲食店での生ごみの発生抑制・リサイクルなど、それぞれの事業所の特性を活かしたごみ減量・リサイクルシステムをつくりましょう。

# 事業所ごみ

## 減量行動マニュアル（手順）

事業所ごみの発生を抑制し再利用を促進するには、①準備し、②現状を把握し、③計画を立て、④実行して、最後に ⑤見直す。これを何度も繰り返しながら成果を上げていくことが大切です。

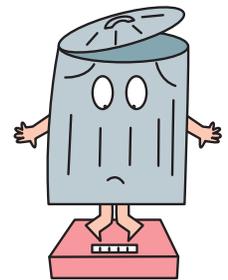
### STEP ① 準備する

- ごみを減量するための「方針」を決定して表明する。
- 廃棄物の「管理責任者」を選任するなど体制を整える。



### STEP ② 現状把握

- 「ごみの量と種類」を把握する。
- 「ごみの発生源」を把握する。  
どこで、だれが、どんな理由で発生させているのかを調べることはごみ減量のカギとなります。
- 「ごみや資源物の行き先」を把握する。  
どの業者を經由して最終的にどう処分されているのか確認する。



### STEP ③ 計画を立てる

- 現状把握に基づいて、**ごみの減量計画を立てる。**
- 改善のポイントは、①排出量の多いごみの順に取り組む、②減量化やリサイクルが容易なものから取り組む、③法令を守っているか 確認するなどがあります。
- 年間の**減量目標（減量率）を決める。**
- 具体的なシステムを立案する。**①分別品目を決定する、②排出方法と保管場所を決定する、③資源回収と収集業者の選定、④再生品の利用 などがあります。

多量排出事業所は「鹿児島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び規則」において、一般廃棄物の減量を推進するために以下のことが義務付けられています。

- ① 一般廃棄物管理責任者の選任
- ② 一般廃棄物の減量に関する計画書の提出（鹿児島市のホームページからダウンロードできます。）

### STEP ④ 実行する

- 全員の参加
- 徹底した分別がリサイクルの出発点
- 継続的な啓発活動



### STEP ⑤ 見直す

# よくある問い合わせ Q&A

**Q1** うちのごみが、ひと月に買い物袋1つ程度しか出ない。少量なら、近くの家庭ごみステーションに出してもいいの？

**A** ごみ量が少なくても家庭ごみステーションには出せません。処理施設へ持ち込むか収集運搬許可業者と契約することになります。ごみが少量なら、料金前払の有料袋を利用する袋契約が便利です。1袋でも取りにきてくれます。鹿児島市ホームページを参照してください。

「鹿児島市一般廃棄物処理業許可業者名簿」で **検索**

**Q2** 契約料金って決まっているの？

**A** 収集量や回数、事業所の場所などの条件によって変わってきます。また、業者によっても異なります。詳しくは収集運搬許可業者にご相談ください。

**Q3** 仕事が忙しくごみを分別している暇はない。収集運搬許可業者にお金を支払っているのだから、収集運搬許可業者が分別すればよいのでは？

**A** 収集運搬許可業者が分別するのではなく、排出者が分別してごみを出すというルールです。ごみと資源物で料金も異なることもありますので、収集運搬許可業者とごみの出し方等についてご相談ください。

**Q4** せっかくごみを分別して出しても、収集運搬許可業者が収集の時にまとめて積んでいってしまう。これでは分別する意味がないのでは？

**A** 資源物など少量の場合は、他のごみの収集の際、同じ車で収集している場合があります。この場合、助手席やかごなどにごみを分けて積むルールです。ルールが守られていない場合は、市からも収集運搬許可業者を指導します。

**Q5** 産業廃棄物と一般廃棄物の違いがよく分かりません。

**A** 例えば生ごみを例にとると、レストランや事務所から出る生ごみや茶がらは事業所ごみ（一般廃棄物）ですが、食品製造業から出る生ごみは産業廃棄物となるなど業種によっても異なります。18ページやごみ分別辞典をご覧ください。不明な点は廃棄物指導課にお問い合わせください。

**Q6** 事務所でいらなくなったスチール製の机やロッカーなどはどう処理したらいいの？

**A** 使用可能なものであれば、中古オフィス家具店やリサイクルショップにお問い合わせください。また、壊れているなど使用できない場合は、産業廃棄物収集運搬許可業者にご相談ください。



**Q7** 廃棄物の処理を誤ったらどんな罰則があるの？

**A** 排出事業者に関わる罰則の主なものは、下表の内容になります。

排出事業者の行為		罰則
廃棄物の不法投棄 廃棄物の不法焼却 廃棄物の不正輸出		・5年以下の懲役若しくは 1,000万円以下の罰金又はこの併科 ・法人の業務に関したものであれば、雇い主 である法人にさらに3億円以下の罰金も併科
(未遂も罰せられます)		
無許可業者への委託		5年以下の懲役若しくは 1,000万円以下の罰金又はこの併科
委託基準違反	委託基準（6ページ参照）に違反した場合	3年以下の懲役若しくは 300万円以下の罰金又はこの併科
マニフェスト不交付	マニフェストを交付しなかった場合	1年の懲役又は、100万円以下の罰金
マニフェスト未記載	マニフェストに必要事項を記載しない場合	
マニフェスト虚偽記載	マニフェストに虚偽の記載をした場合	
マニフェスト保存義務違反	マニフェストの写しの保存義務に違反した場合	

※委託業者が不適正処理を行った場合は、排出事業者も委託業者とともに原状復帰など措置命令の対象となります。

# 産業廃棄物の種類

事業活動から生じる次の廃棄物は「産業廃棄物」です。

	種類	具体例
全ての業種	燃え殻	石炭がら、コークス灰、廃棄物焼却灰、炉清掃排出物など
	汚泥	製紙スラッジ、活性汚泥（余剰汚泥）、凝集沈殿汚泥、めっき汚泥、ベントナイト汚泥など
	廃油	鉱物性廃油、切削油、洗浄油、潤滑油、動植物油、溶剤など
	廃酸	硫酸・塩酸等の無機廃酸、酢酸・クエン酸等の有機廃酸、写真定着廃液、エッチング廃液など
	廃アルカリ	苛性ソーダ廃液、アンモニア廃液、写真現像廃液など
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、合成皮革（※ビニール、プラスチック等）など
	ゴムくず	天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、コンクリートくず（工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものを除く）など
	鉱さい	高炉・平炉・電気炉の残さい、不良鉱石など
	がれき類	工作物の新築・改築・除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片その他これらに類する各種廃材等
ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設や、汚泥・廃油・廃酸等の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	
特定の業種	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築・改築・除去に伴って生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず
	木くず	建設業に係るもの（工作物の新築・改築・除去に伴って生じたもの）、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生じる木材片、おがくずなど 物品賃貸業に係る木くずなど ※パレットは業種に関係なくすべて産業廃棄物
	繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築・改築・除去に伴って生じたもの）、繊維工業（衣服その他繊維製品製造業を除く）から生じる木綿・羊毛などの天然繊維など
	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生じる動物性・植物性の固形状の不要物
	動物系固形不要物	と畜場においてと殺・解体した獣畜、食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・にわとり等のふん尿
	動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・にわとり等の死体
上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの (例:コンクリート固化物など)		

この他、毒性や感染性等を有する産業廃棄物に「特別管理産業廃棄物」があります。

## POINT!

複数の素材でできたものも、上の種類を複数含むものとして、産業廃棄物になります。

(例：コピー機、ファックス機、電話機、掃除機、CD・DVDプレーヤー、小型家電製品、照明機器、電気コード、電池、傘)

## 例えば、こんなものも「産業廃棄物」です

- 事務所やお店で不要となった電球・蛍光灯、乾電池
- 内装工事、大工、電気工事等から発生する木くず、プラスチックごみ、紙くず
- 運送業から排出されるプラスチック製梱包材
- 食品製造業の製造くずとして発生する食品の残さ
- レストランやホテルで不要となったプラスチック製ボトル
- 食品加工業で不要となったトレイ・弁当容器、プラスチック製梱包材
- 製材所や家具製作所から排出される木くず
- 農家から排出される農業用ビニール など

産業廃棄物は、産業廃棄物処理業の許可を持った業者に処理を依頼してください。  
市の施設に搬入することはできません。

# 捨てればごみ、分ければ資源

# ごみ分別辞典(事務所用)

一 廃 一般廃棄物      資 源 資源物      缶・びん/ペ 缶・びん/ペットボトル  
 産 廃 産業廃棄物      廃プラ類 廃プラスチック類      ガ・コ・陶 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

あ  
▼  
こ

品名	区分	種類	備考
あ アクリル板	産廃	廃プラ類	
アダプター	産廃	廃プラ類 金属くず	
雨戸・網戸	産廃	廃プラ類 金属くず	
厚紙(贈答箱・靴箱など)	資源	古紙類	ナイロン、防水加工しているものはもやせるごみ
アルバム	一廃	もやせるごみ	
アルミサッシ	産廃	金属くず	
アルミホイール(車用)	産廃	金属くず	
安全靴	産廃	廃プラ類 金属くず	
安全ピン	産廃	金属くず	
い 衣装ケース	産廃	廃プラ類	
椅子	産廃	廃プラ類 金属くず	
椅子(木製)	一廃	粗大ゴミ	特定業種は「産廃」
板切れ	一廃	もやせるごみ	特定業種は「産廃」
一斗缶	産廃	金属くず	
衣服・衣類	産廃	廃プラ類	天然繊維のみであればもやせるごみ
イヤホン	産廃	廃プラ類 金属くず	
インクリボン・インクカートリッジ	産廃	廃プラ類	なるべく販売店等の回収へ 内容物があれば汚泥
飲料パック(内側がアルミのもの)	一廃	もやせるごみ	
う 植木(直径10cm、長さ50cm以内)	一廃	もやせるごみ	
植木(直径10cm、長さ50cmを超えるもの)	一廃	粗大ゴミ	草木類の処分業許可業者でリサイクルを
植木バサミ	産廃	金属くず	
ウェットティッシュ(紙)	一廃	もやせるごみ	
ウレタンマット	産廃	廃プラ類	
え エアコン	産廃	廃プラ類 金属くず	家庭用機器の場合はリサイクルへ
AED本体	産廃	廃プラ類 金属くず	バッテリーははずす。廃止の場合は、 販売店等へ連絡が必要です
AED電極パッド	産廃	廃プラ類 金属くず	
延長コード	産廃	廃プラ類 金属くず	
塩化ビニール管	産廃	廃プラ類	
鉛筆	一廃	もやせるごみ	
お オイル(食用・機械用)	産廃	廃油	
オイルの缶	産廃	金属くず	
オープンスター・オープンレンジ	産廃	廃プラ類 金属くず	
落ち葉	一廃	もやせるごみ	
折込チラシ	資源	古紙類	
か カーテン	産廃	廃プラ類	天然繊維のみであればもやせるごみ
カーテンレール	産廃	金属くず	
カーボン紙	一廃	もやせるごみ	
傘	産廃	廃プラ類 金属くず	
カセットコンロ	産廃	金属くず	
カセットテープ	産廃	廃プラ類	
カセットボンベ	産廃	金属くず	
カタログ	資源	古紙類	ナイロン、防水加工しているものは もやせるごみ
カッターナイフ	産廃	廃プラ類 金属くず	
カッパ(レインコート)	産廃	廃プラ類	
かつら	産廃	廃プラ類	
花瓶	産廃	ガ・コ・陶	
壁紙(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	
紙おむつ	産廃	廃プラ類	感染性を有する場合、特別管理産業 廃棄物へ

品名	区分	種類	備考
か 紙コップ・紙皿	一廃	もやせるごみ	
紙パック(500ml以上)	資源	古紙類	内側がアルミのものはもやせるごみ
紙パック(500ml未満)	一廃	もやせるごみ	
紙袋	資源	古紙類	
ガムテープ	一廃	もやせるごみ	
カメラ	産廃	廃プラ類 金属くず	
画用紙	資源	古紙類	
ガラス・ガラス製品	産廃	ガ・コ・陶	
カレンダー	資源	古紙類	
革製品	一廃	もやせるごみ	特定業種は繊維くず。ただし合成皮革は 廃プラ。金属部分は取り除いて産廃へ
瓦	産廃	ガ・コ・陶	工作物の新築、改築又は除去に伴っ て発生したものであれば、がれき類
缶(飲料用)	産廃	金属くず	
	資源	缶・びん/ペ	個人消費分で水洗いされたもの
缶(飲料用以外)	産廃	金属くず	
換気扇	産廃	廃プラ類 金属くず	
感熱紙	一廃	もやせるごみ	
き キッチンペーパー	一廃	もやせるごみ	
木の板	一廃	もやせるごみ	厚さ10cm以内、各辺50cm程度まで
機密書類	資源	古紙類	機密文書でリサイクル
脚立	産廃	廃プラ類 金属くず	
給湯器	産廃	金属くず	
教科書	資源	古紙類	
金庫	産廃	金属くず	
く 空気清浄器	産廃	廃プラ類 金属くず	
空気清浄器のフィルター	産廃	廃プラ類	
クーラーボックス	産廃	廃プラ類	
釘	産廃	金属くず	
草・花	一廃	もやせるごみ	
靴	産廃	廃プラ類	天然皮革、天然繊維のみであれば もやせるごみ
鎖	産廃	金属くず	材質がプラスチックの場合、廃プラ類
クッション	産廃	廃プラ類	
クリアファイル	産廃	廃プラ類	
クリップ	産廃	金属くず	
軍手(綿)	一廃	もやせるごみ	
け 蛍光灯・蛍光球	産廃	金属くず ガ・コ・陶	水銀使用製品産業廃棄物
蛍光ペン	産廃	廃プラ類	
結束バンド	産廃	廃プラ類	
こ 工具箱	産廃	金属くず	材質がプラスチックの場合、廃プラ類
広告チラシ	資源	古紙類	
合成ゴム	産廃	廃プラ類	
コードリール	産廃	廃プラ類 金属くず	
コーヒフィルター(コーヒーがら)	一廃	もやせるごみ	
コーヒーマル	産廃	金属くず	
コーヒーマーカー	産廃	廃プラ類 金属くず	
コップ	産廃	ガ・コ・陶	材質がプラスチックの場合、廃プラ類
コピー機	産廃	廃プラ類 金属くず	
コピー用紙	資源	古紙類	古紙類または機密文書でリサイクル
ゴム手袋	産廃	廃プラ類	

この表は、オフィス店舗向けの廃棄物の分別を記しています。建設業や製造業等特定業種の方は、18ページの産業廃棄物の種類の表をご確認いただくほか、ご不明な点は廃棄物指導課までお問い合わせください。

一 廃 一般廃棄物    資源 資源物    缶・びん/ペ 缶・びん/ペットボトル  
 産 廃 産業廃棄物    廃プラ類 廃プラスチック類    ガ・コ・陶 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

こゝと

品名	区分	種類	備考
ゴム長靴	産廃	廃プラ類	
ゴムホース	産廃	廃プラ類	
コンクリートブロック	産廃	ガ・コ・陶	工作物の新築、改築又は除去に伴って発生したものであれば、がれき類
雑誌(週刊誌、コミックなど)	資源	古紙類	
皿	産廃	ガ・コ・陶	材質がプラスチックの場合、廃プラ類
ざる	産廃	金属くず	材質がプラスチックの場合、廃プラ類 竹製ならもやせるごみ
三角コーナー	産廃	廃プラ類	材質が金属の場合、金属くず
三脚	産廃	金属くず	
シーツ	産廃	廃プラ類	天然繊維のみであればもやせるごみ
CD(ケースも含む)	産廃	廃プラ類	
CDプレーヤー	産廃	廃プラ類 金属くず	
辞典	資源	古紙類	
自転車	産廃	廃プラ類 金属くず	
写真	一廃	もやせるごみ	
ジャッキ	産廃	金属くず	油圧式の場合、廃油も含む
修正液・修正テープ	産廃	廃プラ類	
充電器	産廃	廃プラ類 金属くず	
シュレッダーくず	一廃	もやせるごみ	古紙類でリサイクルに取り組みましょう 特定業種は「産廃」
照明器具	産廃	金属くず ガ・コ・陶	プラスチックの部分は廃プラスチック類
食品トレイ	産廃	廃プラ類	
食用油	産廃	廃油	
食用油の容器	産廃	廃プラ類	材質が金属の場合、金属くず
食器	産廃	ガ・コ・陶	材質がプラスチックの場合、廃プラ類
新聞紙	資源	古紙類	特定業種は「産廃」
水槽	産廃	ガ・コ・陶	材質がプラスチックの場合、廃プラ類
スーツケース・トランク	産廃	廃プラ類	材質がアルミの場合、金属くず
スキャナー	産廃	廃プラ類 金属くず ガ・コ・陶	
スコップ	産廃	金属くず	材質がプラスチックの場合、廃プラ類
スタンプ・スタンプ台	産廃	廃プラ類 金属くず	
スパナ	産廃	金属くず	
スプレー缶	産廃	金属くず	
スポンジ	産廃	廃プラ類	
スレート瓦	産廃	ガ・コ・陶	工作物の新築、改築又は除去に伴って発生したものであれば、がれき類
石油ストーブ(ファンヒーター)	産廃	廃プラ類 金属くず	必ず灯油や乾電池を抜いてください
石膏	産廃	ガ・コ・陶	
洗濯機	産廃	廃プラ類 金属くず	家庭用機器の場合はリサイクルへ
洗濯バサミ	産廃	廃プラ類 金属くず	
栓抜き	産廃	金属くず	
扇風機	産廃	廃プラ類 金属くず	
洗面器	産廃	廃プラ類	
掃除機	産廃	廃プラ類 金属くず	
掃除機用ごみパック	産廃	廃プラ類	
ソファ・ソファベッド	産廃	廃プラ類	スプリングを使用している場合 廃プラ類と金属くず
体温計	産廃	廃プラ類 金属くず	水銀体温計を除く
体脂肪計・体重計	産廃	廃プラ類 金属くず ガ・コ・陶	
台車	産廃	廃プラ類 金属くず	
タイヤ	産廃	廃プラ類	
タイヤのホイール	産廃	金属くず	

品名	区分	種類	備考
タオル・タオルケット	産廃	廃プラ類	天然繊維のみであればもやせるごみ
タキロン	産廃	廃プラ類	
タッパー(密封容器)	産廃	廃プラ類	
畳(い草)	一廃	粗大ごみ	解体・改築などの場合は産廃
畳(スタイロ畳)	産廃	廃プラ類	
棚・たんす(金属製)	産廃	金属くず	材質がプラスチックの場合、廃プラ類
棚・たんす(木製)	一廃	粗大ごみ	特定業種は「産廃」
タバコの吸殻	一廃	もやせるごみ	
タバコの紙箱	資源	古紙類	
段ボール	資源	古紙類	
茶こし	産廃	金属くず	
茶碗	産廃	ガ・コ・陶	材質がプラスチックの場合、廃プラ類
チューブ類	産廃	廃プラ類	材質が金属の場合、金属くず
調理くず	一廃	もやせるごみ	特定業種は「産廃」 食品リサイクルに取り組みましょう
チョーク	産廃	ガ・コ・陶	
チラシ	資源	古紙類	
ちり紙	一廃	もやせるごみ	
ちりとり	産廃	廃プラ類	材質が金属の場合、金属くず
机	産廃	金属くず	木製なら粗大ゴミ
DVD	産廃	廃プラ類	
DVDプレーヤー	産廃	廃プラ類 金属くず	
ティッシュの箱	資源	古紙類	
テーブル(金属製)	産廃	金属くず	
テーブル(木製)	一廃	粗大ごみ	特定業種は「産廃」
テーブルクロス	産廃	廃プラ類	天然繊維のみであればもやせるごみ
手さげ金庫	産廃	金属くず	
デジタル血圧計	産廃	廃プラ類 金属くず	
デスクマット	産廃	廃プラ類	
鉄筋	産廃	金属くず	
鉄パイプ	産廃	金属くず	
鉄板	産廃	金属くず	
テレビ	産廃	廃プラ類 金属くず ガ・コ・陶	家庭用機器の場合はリサイクルへ
テレビアンテナ	産廃	廃プラ類 金属くず	
電気カーペット	産廃	廃プラ類 金属くず	
電気コード	産廃	廃プラ類 金属くず	
電気スタンド	産廃	廃プラ類 金属くず	
電気ストーブ	産廃	廃プラ類 金属くず	
電気ポット	産廃	廃プラ類 金属くず	
電球(蛍光灯)	産廃	金属くず ガ・コ・陶	水銀使用製品産業廃棄物
電球(白熱灯・LED)	産廃	金属くず ガ・コ・陶	
電子レンジ	産廃	廃プラ類 金属くず ガ・コ・陶	ガラス入り
電卓	産廃	廃プラ類 金属くず	
電池(乾電池)	産廃	金属くず 汚泥	
電話帳	資源	古紙類	
トイレトーパーの芯	一廃	もやせるごみ	
トイレブラシ	産廃	廃プラ類	
トースター	産廃	廃プラ類 金属くず	
トタン	産廃	金属くず	

**POINT!**

# ペットボトルの捨て方

①ふたとラベルをはずす



②軽くゆすぐ



③ペットボトルだけを1つの袋で



# ごみ分別辞典(事務所用)

と  
▼  
わ

	品名	区分	種類	備考	
と	ドライバーセット(工具箱)	産廃	廃プラ類 金属くず	材質による	
	塗料(液状)	産廃	廃油		
	塗料かす	産廃	廃プラ類		
	トレー(紙製)	一廃	もやせるごみ		
	トレー(紙製以外)	産廃	廃プラ類 金属くず	材質による	
な	ナイフ	産廃	廃プラ類 金属くず		
	苗木用ポット	産廃	廃プラ類	紙製はもやせるごみ	
	長靴	産廃	廃プラ類		
	鍋	産廃	金属くず		
	生ごみ	一廃	もやせるごみ	食品リサイクルに取り組みましょう	
ぬ	布	産廃	廃プラ類	天然繊維のみであればもやせるごみ	
の	農機具	産廃	金属くず		
	農薬	産廃	廃油 廃アルカリ	左の種類のいずれかになる業者に要相談	
	ノート	資源	古紙類		
	のこぎり	産廃	金属くず		
は	灰	産廃	燃え殻		
	灰皿	産廃	金属くず	材質による	
	パイプ椅子	産廃	廃プラ類 金属くず		
	バケツ	産廃	廃プラ類	材質が金属の場合は金属くず	
	パソコン(デスクトップ/ノート)	産廃	廃プラ類 金属くず	メーカーでリサイクル	
	パソコンキーボード	産廃	廃プラ類 金属くず		
	パソコン(ディスプレイ)	産廃	廃プラ類 金属くず	メーカーでリサイクル	
	鉢	産廃	ガ・コ・陶	材質がプラスチックの場合、廃プラ類	
	バッテリー(リチウムイオン電池)	産廃	廃プラ類 金属くず		
	バッテリー(鉛蓄電池)	産廃	廃プラ類 金属くず	特別管理産業廃棄物 内容物は廃アルカリの場合もあり	
	発泡スチロール	産廃	廃プラ類		
	針金	産廃	金属くず		
	ハンガー	産廃	金属くず	材質がプラスチックの場合、廃プラ類	
	ひ	PPバンド	産廃	廃プラ類	
		ビデオカメラ	産廃	廃プラ類 金属くず	
		ビデオテープ	産廃	廃プラ類	
		ビデオデッキ	産廃	廃プラ類 金属くず	
		ビニールクロス	産廃	廃プラ類	
		ビニールシート	産廃	廃プラ類	
		ビニール袋	産廃	廃プラ類	
びん(飲料用)		産廃	ガ・コ・陶		
びん(飲料用以外)		産廃	資源 缶・びん/ペ	個人消費分で水洗いされたもの	
びん(飲料用以外)		産廃	ガ・コ・陶		
ふ	ファイル(プラスチック製)	産廃	廃プラ類	紙製はもやせるごみ	
	FAX	産廃	廃プラ類 金属くず		
	FAX用紙	資源	古紙類	感熱紙はもやせるごみ	
	フィルム	産廃	廃プラ類		
	布団	産廃	廃プラ類	天然繊維のみであれば粗大ごみ	
	フライパン	産廃	金属くず		
	プリンター	産廃	廃プラ類 金属くず		
	ブロック・コンクリート	産廃	ガ・コ・陶		
	プロパンボンベ	産廃		県LPガス協会にご相談ください (Tel.250-2535)	

	品名	区分	種類	備考
へ	ペットボトル	産廃	廃プラ類	
		資源	缶・びん/ペ	個人消費分で水洗いされたもの
ほ	包装紙	資源	古紙類	ナイロン、防水加工しているものはもやせるごみ
	包装フィルム	産廃	廃プラ類	
	包丁	産廃	廃プラ類 金属くず	取手一体型は金属くず
	ホース	産廃	廃プラ類	
	ポータブルプレーヤー	産廃	廃プラ類 金属くず	
	ボールペン	産廃	廃プラ類	
	ポスター	資源	古紙類	ナイロン、防水加工しているものはもやせるごみ
	ホッチキス	産廃	廃プラ類 金属くず	
	ポリ袋・ポリ容器	産廃	廃プラ類	
	保冷剤	産廃	廃プラ類	
ま	本	資源	古紙類	ナイロン、防水加工しているものはもやせるごみ
	マイク	産廃	金属くず	
み	マウス(パソコン用)	産廃	廃プラ類 金属くず	
	マウスパッド	産廃	廃プラ類	
	巻尺	産廃	廃プラ類 金属くず	
	マグネット	産廃	廃プラ類 金属くず	
	マットレス	産廃	廃プラ類	スプリングを使用している場合 廃プラ類と金属くず
	まな板	産廃	廃プラ類	木製ならもやせるごみ
	ミシン	産廃	廃プラ類 金属くず	
	ミラー(鏡)	産廃	ガ・コ・陶	
	無線機	産廃	廃プラ類 金属くず	
	め	名刺	資源	古紙類
も	メガホン	産廃	廃プラ類 金属くず	
	木炭・練炭	産廃	燃え殻	未使用の場合、もやせるごみ
や	モップ	産廃	廃プラ類	
	やかん	産廃	金属くず	
ゆ	野菜くず	一廃	もやせるごみ	特定業種は「産廃」 食品リサイクルに取り組みましょう
	湯飲み	産廃	ガ・コ・陶	材質がプラスチックの場合、廃プラ類
ら	ライター	産廃	廃プラ類 金属くず	使い切ってから廃棄
	ラジオ	産廃	廃プラ類 金属くず	
	ラップ	産廃	廃プラ類	
	ラミネート加工紙	産廃	廃プラ類	
	リモコン	産廃	廃プラ類 金属くず	
れ	冷水器	産廃	廃プラ類 金属くず	
	冷蔵庫・冷凍庫	産廃	廃プラ類 金属くず	家庭用機器の場合はリサイクルへ フロン類(冷媒)の回収が必要です
	レシート	一廃	もやせるごみ	
	レジ袋	産廃	廃プラ類	
	レンガ	産廃	ガ・コ・陶	
	レンズ(プラ製)	産廃	廃プラ類	材質がガラス類の場合、ガ・コ・陶
	ろうそく	産廃	廃油	
わ	ロープ	産廃	廃プラ類	材質が金属の場合、金属くず 天然繊維のみであればもやせるごみ
	輪ゴム	産廃	ゴムくず	
わ	ワゴン	産廃	金属くず	
	綿	産廃	廃プラ類	天然繊維のみであればもやせるごみ
	割り箸	一廃	もやせるごみ	

# 捨てればごみ、分ければ資源

## ■一般廃棄物と資源物の市の処理施設の場所



北部清掃工場の周辺地図 (リサイクルプラザ・粗大ごみ処理棟・横井埋立処分場併設)



犬迫町11900番地 TEL 238-0211



場内配置図

南部清掃工場の周辺地図

「もやせるごみ」のみ持込することができます。



谷山港三丁目3-3 TEL 261-6225

### ●ごみや資源物を持ち込める日

日曜日を除く毎日(ただし12/31~1/3は休み)  
 時間：午前8時30分~正午  
 午後1時~午後5時まで  
 (できるだけ午後4時30分までに持ち込んでください。)

### ●施設の見学ができます

各施設にお問い合わせください。

## 問い合わせ先

内容	担当課	電話
事業所ごみの出し方について	廃棄物指導課	216-1289
産業廃棄物について		
ごみ・資源物の持込みについて	北部清掃工場 リサイクルプラザ 横井埋立処分場	238-0211
	南部清掃工場	261-6225
グリーンオフィスかごしまについて	環境保全課	216-1297
建設リサイクル法について	建築指導課	216-1359